

施行2011年03月23日

茨城県ソーシャルワーカー協会災害対策委員会 規定

〈名称〉

本委員会は「茨城県ソーシャルワーカー協会 災害対策委員会」とする。

〈所在地〉

災害対策委員会本部は、猿島郡境町2190番地 JA茨城県厚生連 茨城西南医療センター病院医療相談室に置く。

〈目的〉

- 1) 災害発生時に県内外の関係各所と連携、協働し急性期の災害支援活動を実践すること及び災害が沈静化しフェーズが変化に的確に対応し災害ソーシャルワークを確立する事を目的とする。
- 2) 災害発生時に適切な支援が行える様、平常時から必要な準備を行う

〈対策委員会構成〉

本委員会は理事会内に設け、委員長は常任理事とする。

本委員会は有事の際、委員会内で検討し対策本部を設置することができる。

本委員会、対策本部は有事の際、現地対策チームを組織することができる。

-2現地対策チームはフェーズの変化に対応し、対策本部が解散した際は災害対策委員会ないで組織する。

〈構成員〉

本委員会、対策本部、現地対策チームの構成員は茨城県ソーシャルワーカー協会会員とする。

〈役員〉

1. 災害対策委員会
委員長1名（協会会長以外の常任理事）、副委員長1名、常任理事、協力会員数名
2. 災害対策本部
本部長1名（協会会長）、副本部長1名（対策委員長）、常任理事、協力会員数名
3. 現地対策チーム
現地対策チームリーダー1名（現地近隣の常任理事及び理事を理事会にて選任）、現地メンバー数名

〈実施責任〉

本事業の実施責任は協会会長及び災害対策委員長とする。

災害対策委員長は会長の承諾を得て本事業を総括、指揮する。

〈本委員会の任務と活動〉

1. 災害対策委員会は災害支援に関する当協会内での統括機関とする。
2. 県内における災害発生時の情報収集を行う。
3. 県内における災害発生時の情報収集
4. 県外における災害発生時の情報収集と支援活動
5. フェーズの変化に伴う災害ソーシャルワークの実施

〈業務〉

1. 有事の際の業務は、災害対策委員会、災害対策本部、現地対策チームいずれも災害に関わる業務を行う。
2. 平常時の災害対策委員会の活動は、①事業計画、②マニュアルの管理、③募金、義援金に関わる事項、④活動員、ボランティアの募集と登録管理に関わる事項、⑤災害ソーシャルワークの啓発活動、⑥費用の確保、⑦その他災害に関わる事項

〈解散〉

1. 災害対策本部については災害対策委員会で協議の上、理事会で承認する。

2. 現地対策チームは災害対策本部設置後は災害対策本部と災害対策委員会の協議により理事会で承認し解散する。
-2災害対策本部解散後は災害対策委員会で協議し理事会の承認を得て解散する。

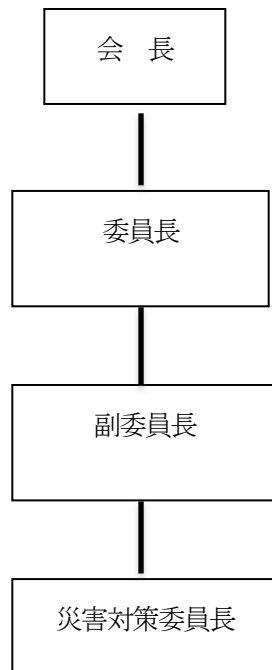
〈費用〉

- 1) 災害対策委員会の費用は当協会の一般会計から拠出することとする。
- 2) 災害対策本部の費用は寄付金、特別会計から捻出する。
- 3) 現地対策チームの費用は寄付金、特別会計、一般会計等、フェーズに応じて災害対策委員会で検討し、理事会で承認したものから捻出する。
- 4) 災害対策本部設置に必要な費用として特別会計に30万円保持する。また、その費用は必要に応じて上限を設定する事ができる。

〈改廃〉

規定の改廃は、会長の承認を得るものとする。

* 理事会組織図災害対策委員会組織図



〈設立年月日〉

本委員会の設立年月日は平成23年3月23日とする。

改訂2011年3月25日
2011年3月31日
2013年4月22日